

## 千葉県立農業大学校管理規則の一部を改正する規則（案）の概要

農林水産部担い手支援課

千葉県立農業大学校の本館改修工事の実施の期間中、「千葉県立農業大学校設置管理条例」に基づいて、設置位置の特例として、山武市内の施設を仮校舎として使用しています。設置位置の特例の期間については、「千葉県立農業大学校管理規則」において、期間の始期について定めているところ、今般、仮校舎から本館への移転作業の時期と授業計画が定まったことから、期間の終期を定めることとしました。

つきましては、設置位置の特例の期間の終期を定めるため、千葉県立農業大学校管理規則の一部改正を行うこととしましたので、皆様からの意見を募集します。

### 1 改正内容

「千葉県立農業大学校管理規則」の一部を改正する。

附則第三項を「条例附則第三項に規定する規則で定める期間は、令和三年四月二十六日から令和四年十一月三十日までとする。」とする。

### 2 公布予定期日

令和4年11月29日

### 3 改正内容に関連する事項や経緯の説明

#### (1) 千葉県立農業大学校の本館改修工事について

「千葉県県有建物長寿命化計画」に基づき、建築から40年以上が経過している農業大学校の本館に老朽化対策を実施し、建物の長寿命化を図るために、令和3年度から大規模改修工事を実施している。令和4年10月31日に工事完了予定。

#### (2) 山武市内の仮校舎として利用している施設について

山武市内の令和3年3月31日で廃校となった学校を借受けて授業を行っている。

#### (3) 終期について

終期の日付は、山武市内の仮校舎での授業が終了する日とする。

#### (4) 仮校舎から本館への移転作業と授業計画について

本館の引き渡し後の11月に移転作業を行い、11月30日まで仮校舎で授業を実施する。

そのため、仮校舎での授業終了日を11月30日とする。